

鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大及び経済情勢の変動による原油価格高騰の影響を受ける貨物運送事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内において、鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則(平成18年鹿屋市規則第73号)及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）に基づき事業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 一般貨物自動車運送事業 法第2条第2項に規定する事業をいう。
- (3) 貨物軽自動車運送事業 法第2条第4項に規定する事業をいう。
- (4) 事業計画 法第4条第1項第2号の事業計画、法第9条第1項の規定により国土交通大臣の認可を受けた変更後の事業計画又は貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第33条第1項第3号の事業計画をいう。
- (5) 営業所 事業計画に記載された営業所若しくは履歴事項全部証明書に記載された本店又は支店をいう。
- (6) 貨物自動車 事業計画に記載された事業の用に供する自動車（被けん引車、霊きゅう車及び一般貨物自動車運送事業の用に供するタクシー車両を除く。）であって、令和4年10月1日（第5条第1項第4号において「基準日」という。）時点で営業所に所属するものをいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する貨物運送事業者とする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営んでいること。
- (2) 市内に営業所を有していること。
- (3) 国が所管する法人でないこと。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とした組織又は団体でないこと。

- (5) 申請日時時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。
- (6) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）若しくは暴力団等と関係を有する者でないこと。
- (7) 営業に関し、公序良俗に反する行為又は違法行為を行っていないこと。
- (8) 市税（市外に住民登録がある個人については、当該市区町村における市区町村税）の滞納がないこと。

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 一般貨物自動車運送事業を営む者 市内の営業所に所属する貨物自動車の台数に3万円を乗じて得た額
- (2) 貨物軽自動車運送事業を営む者 市内の営業所に所属する貨物自動車の台数に1万円を乗じて得た額
- (3) 一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業の両方の事業を営む者 前2号の規定により算定した額を合計した額

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金誓約書（別記第2号様式）
- (2) 法に基づく許可等を確認できる書類
- (3) 営業所が市内に所在することが確認できる書類
- (4) 基準日において市内の営業所に所属する貨物自動車の台数が確認できる書類及び当該貨物自動車の自動車検査証の写し
- (5) 事業を営んでいることが確認できる書類
- (6) 支援金の振込口座（申請者本人名義の口座に限る。）の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写し
- (7) 個人については、身分証明書の写し
- (8) 市外に住民登録がある個人については、当該市区町村が発行する市区町村民税に滞納がないことが確認できる書類

(9) その他市長が必要と認める書類

2 支援金の交付申請の期限は、令和4年12月20日までとする。

(支援金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めたときは、支援金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに支援金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、支援金を交付しないことが適当であると認めたときは、鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 第3条の規定に反するとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の取消しの決定をしたときは、鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付取消決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支援金の交付を取り消した場合において、既に支援金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年9月28日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 第7条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別記

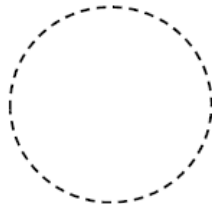
第1号様式（第5条関係）

鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金申請書兼請求書

申請日 年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金の交付を受けたいので、鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び請求します。

捨印 	法人の所在地 又は 個人事業主の住所	〒											
	フリガナ												
	法人名 又は 個人事業主の屋号												
代表者 職・氏名・印	職名						氏名						Ⓜ

注 代表者の印を押印ください。スタンプ式の印は不可です。

1 申請者に関する事項

申請区分	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号 ※法人の場合										
	<input type="checkbox"/> 個人事業主											
市内営業所の所在地 (市内営業所が複数ある場合は全て記入)		鹿屋市										
日中 連絡先	担当者名						電話番号					

2 支援金支給総額

<貨物自動車台数>

一般貨物自動車運送事業		台	×	30,000	円	=		円	(a)
貨物軽自動車運送事業		台	×	10,000	円	=		円	(b)
支援金支給総額 (a) + (b)									円

3 振込口座

金融機関名						支店名等								
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					口座番号 (右詰め)								
フリガナ														
口座名義 (※)														

※ 申請者名義の口座を御記入ください。

【注意】裏面（次ページ）あり

4 添付資料 添付する書類について、「✓」を付けてください。

(1) 鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金誓約書（別記第2号様式）	<input type="checkbox"/>
(2) 貨物自動車運送事業法に基づく許可等を確認できる書類 【一般貨物自動車運送事業】 ○貨物自動車運送事業法に基づく許可証の写し 等 【貨物軽自動車運送事業】 ○貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し 等 (鹿児島運輸支局が受理したことが確認できるものに限る。)	<input type="checkbox"/>
(3) 営業所が市内に所在することが確認できる書類 【一般貨物自動車運送事業】 ○貨物自動車運送事業法に基づく認可を受けた事業計画の写し（鹿児島運輸支局が受理したことが確認できるものに限る。）又は履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のものに限る。写し可） 等 【貨物軽自動車運送事業】 ○貨物自動車運送事業法に基づき届出された事業計画の写し 等 (鹿児島運輸支局が受理したことが確認できるものに限る。)	<input type="checkbox"/>
(4) 令和4年10月1日において、市内の営業所に所属する貨物自動車の台数が確認できる書類① 【一般貨物自動車運送事業】 ○貨物自動車運送事業法に基づく認可を受けた事業計画の写し 等 (鹿児島運輸支局が受理したことが確認できるものに限る。) 【貨物軽自動車運送事業】 ○貨物自動車運送事業法に基づき届出された事業計画の写し 等 (鹿児島運輸支局が受理したことが確認できるものに限る。)	<input type="checkbox"/>
(5) 令和4年10月1日において、市内の営業所に所属する貨物自動車の台数が確認できる書類② ○事業計画に記載されている貨物自動車の自動車検査証の写し	<input type="checkbox"/>
(6) 事業を営んでいることが確認できる書類 【法人】 ○直近の法人税の確定申告書 別表一の控えの写し (原則、税務署の受付や電子申請の受信通知等があるもの) 【個人事業主】 ○令和3年分の確定申告書第1表又は市民税・県民税申告書の写し (原則、税務署又は市の受付、電子申請の受信通知等があるもの)	<input type="checkbox"/>
(7) 支援金の振込口座（申請者本人名義の口座に限る。）の預金通帳等に係る金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人が記載されている部分の写し	<input type="checkbox"/>
(8) 申請者が個人事業主の場合は、身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証、マイナンバーカード等）の写し	<input type="checkbox"/>
(9) 申請者が市外に住民登録がある個人事業主の場合は、当該市区町村が発行する市区町村民税に滞納がないことが確認できる書類（滞納のない証明書等）	<input type="checkbox"/>

注 重複する添付書類については、1部のみ提出で可です。

年 月 日

鹿屋市長 様

鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金誓約書

当社（私）は、鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金（以下「支援金」という。）の交付申請に関して、次のとおり誓約します。

- 1 支援金の交付の要件に該当する貨物運送事業者であり、今後も事業を継続する意思があります。
- 2 国が所管する法人ではありません。
- 3 貨物自動車の台数は、令和4年10月1日時点で市内営業所において所有又は使用している台数と相違ありません。
- 4 市税の滞納はありません。支援金に関する審査の範囲内において、鹿屋市における当社（私）の税情報に関する照会・調査に同意します。
- 5 鹿屋市から調査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- 6 支援金については、口座振替により受領します。
- 7 申請内容について虚偽が判明した場合には、支援金の交付の取消し、返還等に異議なく応じます。
- 8 次のいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - (2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - (5) 暴力団（員）に経済上に利益及び便宜を供与している者
 - (6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）

法人の所在地又は個人事業主の住所

法人名又は個人事業主の屋号

代表者 職 氏名

印

（署名又は記名押印）

※代表者の印を押印してください。スタンプ式の印は不可です。

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付決定及び交付
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰
対策事業支援金については、鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交
付要綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交
付決定額と同額に確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金については、鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱第6条第3項の規定により下記のとおり交付しないことと決定したので通知します。

記

理由

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

第5号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金については、下記のとおり交付の決定を取り消したので、鹿屋市貨物運送事業者原油価格高騰対策事業支援金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消年月日
- 2 取消しの理由
- 3 取り消した交付決定及び交付確定額

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に鹿屋市長に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は、鹿屋市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。